

## 冠水被害を受けた飼料用米の収穫について

冠水被害を受けた飼料用米の収穫時の注意点をまとめましたので参考にしてください。

### 1. 飼料用米の農産物検査規格

飼料用米は一般主食用と同様に農産物検査の受検が必要です（表）。水田活用の直接支払い交付金の数量払いの対象となる飼料用米は、農産物検査において「合格」に格付けされたもので、「規格外」は対象外となります。

表 飼料用玄米の規格（抜粋）

項目 等級	最高限度					
	水分(%)	被害粒(%)	異種穀粒			異物(%)
			もみ(%)	麦(%)	もみ及び 麦を除いたもの(%)	
合格	15.0	25	3	1	1	1

※飼料用玄米の等級区分は、「合格」と「規格外」の2区分。

※被害粒は、「発芽粒」、「病害粒」、「芽くされ粒」の3つのみ。

### 2. 冠水被害を受けた飼料用米の収穫時の注意点

主食用品種と同様、特に発芽粒が発生している可能性が高いため、収穫前にはほ場の状態を確認し、検査規格と照らし合わせながら刈り取りを実施するか否かの判断を行うようにしてください。

収穫する場合は、倒伏箇所を避け、立っている所を優先的に刈り取ります。また、水稻に付着した泥により機械トラブルが発生しやすいので、コンバインや乾燥機・粃すり機の掃除はこまめに行ってください。

### 3. その他（浸水した農業機械の取扱い）

農機具が浸水してしまった場合、安易にスイッチを入れるとエンジンの破損、漏電や火災の危険があります。必ず、専門家の点検後に始動させるようにしてください。